

令和6年度「建設業法令遵守推進本部」の活動結果及び令和7年度の活動方針

国土交通省では、平成19年4月1日より各地方整備局等に「建設業法令遵守推進本部」(以下「推進本部」という。)を設置するなど、建設業の法令遵守体制の充実を図っています。
今般、令和6年度における推進本部の活動結果及び令和7年度における活動方針がまとまりました。

令和6年度の推進本部の活動結果及び令和7年度の活動方針は、以下のとおりです。

1. 令和6年度の活動結果

① 法令違反疑義情報等の受付件数

	令和6年度
法令違反疑義情報等受付件数※	3,811 件

(参考)うち「駆け込みホットライン」の受付件数は 1,979 件。

※ 令和5年度の件数:3,834 件(うち「駆け込みホットライン」の受付件数は 1,516 件)

② 建設 G メンの調査件数

	令和6年度
建設 G メンの調査件数※1	1,143 件

※1 立入検査等を含む

※2 令和5年度の件数:806 件

③ 建設業の法令遵守に関する講習会の開催件数

	令和6年度
講習会の開催(都道府県との共同開催含む)	82 回

※ 令和5年度の開催回数:72 回

④ 監督処分等の実施概要

	令和6年度	監督処分等の事由
許可取消	1 業者	欠格要件に該当
営業停止	16 業者	公契約関係競売等妨害等2件、無許可業者との下請契約2件、監理技術者・主任技術者の配置不備11件など
指 示	18 業者	労働安全衛生法違反4件、営業所専任技術者の配置不備13件 など
勧告・ 文書指導等	649 業者	見積に関すること347件、契約書の記載に関すること283件、 請負代金の設定に関すること99件、工期の設定に関すること98件、価格転嫁に関すること87件 など

※ 1社が複数の事由に該当することがあるため、業者数と件数は一致しない場合がある。

2. 令和7年度の活動方針

法令遵守の徹底に向けて、建設 G メンの調査をはじめ、各種取組を実施していきます。詳細については、別添を参照ください。

令和7年度 建設業法令遵守推進本部 活動方針

建設業法令遵守推進本部では、平成19年の創設以来、「駆け込みホットライン」の開設をはじめ、建設業者が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」や受発注者間の取引適正化のための「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」の策定・周知、立入検査の実施等を通じ、建設工事の請負契約における発注者と元請負人、元請負人と下請負人の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めている。

昨年6月に改正建設業法が公布され、技能労働者の賃金原資である労務費の確保とその支払いのための措置が講じられた。総価としての請負代金については、発注者及び元請負人（以下「注文者」という。）が指値発注などにより、請負人と不当に低い請負代金で契約することが禁止されているが、これに加え、改正建設業法の公布日から1年6月以内に予定されている（昨年9月、12月に一部施行済み）同法施行後は、国が示す「労務費の基準」を著しく下回る労務費の見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更依頼・契約が禁止されること等を踏まえ、こうした新たに措置されたルールを遵守して、適正に価格交渉を行うことにより、適正な労務費等の確保と賃金支払に繋げていく必要がある。

このため、発注者を含めた請負契約の各当事者に対して、請負代金の設定に係る既存ルールとともに、適正な労務費の確保など新たなルールを踏まえた適切な対応を強く求めている必要がある。

地方整備局等の建設業法令遵守推進本部においては、下記により、建設Gメンをはじめとした、法令遵守に関する活動を進めていくものとする。

1. 建設Gメンの实地調査

① 運用方針

建設Gメンの实地調査は、建設業法第40条の4の規定に基づき、「建設工事の請負契約の締結の状況」等の取引実態を広く把握した上で、改善指導等を通じて取引の適正化に繋げていく観点から、特定の規模の工事や建設業者、時期に限定することなく、業界全体を対象に実施していく。その上で、調査をより効率的に実施するため、書面調査を通じて把握した疑義情報や、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報を活用して、違反の疑いのあるものを優先して実施していく。また、下請Gメンとの連携などにより、確度の高い違反疑義情報の収集を図るとともに、調査の結果、違反を把握した場合には、建設業許可部局による強制力のある立入検査等に繋げていくなど、運用の工夫を行いながら、実効性を確保していく。

② 主な調査内容

注文者による指値発注や一方的な請負代金の減額など、総価としての請負代金に係る注文者の不当な行為については従来から禁止されており、これまでも、その改善を図ってきているところであるが、これに加え、昨年12月に資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議の円滑化ルールが施行され、さらに、改正建設業法の公布日から1年6月以内に予定されている同法の施行により、国が示す「労務費の基準」を著しく下回る見積りや、当該基準を著しく下回ることとなる額への変更依頼・請負契約の締結等が禁止されることとなる。このため、技能労働者の賃金原資である労務費を確保し、賃金支払いに繋げていくため、これらの新たなルールに係る取引実態を重点的に調査するとともに、不当な取引行為に対しては改善指導等を通じて適正化を図っていく必要がある。

また、労務費の価格交渉については、注文者と受注者のそれぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月内閣官房・公正取引委員会）に示されており、例えば、注文者に対しては、受注者から取引価格の引き上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくべきことなどが採るべき行動として示されている。注文者が本指針に沿わない行為をした場合には、独占禁止法上問題となりうることから、本指針に基づいた適切な労務費の価格交渉が求められる。

加えて、昨年4月から、建設業に対して時間外労働規制が適用されており、長時間労働の是正はもとより、週休2日（4週8休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していく必要がある。

以上を踏まえ、建設Gメンの現地調査は、請負代金、労務費、工期の3点に重点をおいて、発注者、元請負人、下請負人に対し、主に以下について調査し、不当な取引に対しては改善指導等を行うことにより、取引の適正化を図っていく。

なお、現地調査において、建設資材業者や運送事業者などの建設工事の関連事業者との取引を把握した場合には、できる限りその内容も調査するとともに、適切な配慮を呼びかけていくものとする。

（1） 適正な請負代金・労務費の確保

技能労働者の適正な賃金水準を確保していくためには、その前提として、発注者・元請間、元請・下請間のいずれにおいても、適正な請負代金による契約が不可欠である。

注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人と不当に低い請負代金で契約することは従来から禁止されているが、これに加え、改正建設業法の施行により、建設業者が「労務費の基準」を著しく下回る労務費で見積りを行うことや、注文者が当該基準を著しく下回ることとなる労務費への変更を依頼し、契約をすること等が禁止されることになる。

そのため、労務費、材料費等の交渉に係るこれらの新たなルールを踏まえ、建設業者が注文者に提出した当初見積書及び最終見積書における労務費等の見積額やその算出根拠（人工数や歩掛りなど）、当該算出した労務費等の見積額が不当な金額となっていないか（策定後は「労務費の基準」と比較）等について確認を行う。また、総価として

の請負代金が不当に低くなっていないか、見積りから請負代金の決定に至るプロセスにおいて、指値発注など注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していないか、ダンピング受注となっていないかについても確認を行う。

さらに、ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にシワ寄せが及んでいるおそれがある場合には、労務費、賃金等の支払い状況について、特に重点的に確認を行うものとする。

加えて、元請負人が、免税事業者である下請負人との取引において消費税相当額を一方的に減額するなどした場合、建設業法や独占禁止法上問題となりうる旨周知してきているところであるが、こうした不当な行為がないかを確認するとともに、改めて、下請負人との取引にあたっては、消費税相当額の取引価格への反映の必要性等について十分に協議を行うことなどについて周知する。

(2) 適切な価格転嫁

労務費を含めた適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うためには、請負契約の当事者が対等な立場で価格交渉を行うとともに、元請負人は、直接の取引先である下請負人が再下請負人との取引において適正な価格を設定すべき立場にあることを意識しながら価格交渉に臨むことが重要である。

昨年12月、改正建設業法の一部施行により、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、受注者は、契約前に資材価格の高騰等の「おそれ情報」を注文者に通知する義務が課されるとともに、契約後に当該「おそれ情報」が顕在化し、受注者から請負代金等の変更協議の申し出を受けた場合、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務が課されるなど、転嫁協議の円滑化ルールが施行されている。これらを踏まえ、変更協議を申し出るための請負代金等の変更に係る契約条項の設定状況、受注者から注文者に対する変更協議の申出の状況及び申出を踏まえた注文者の変更協議の対応状況等について確認を行う。

また、労務費の価格交渉については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、注文者及び受注者それぞれが採るべき行動・求められる行動が12の行動指針として示されていることを踏まえ、これらの行動が適切に採られているかを確認するとともに、注文者が指針に沿わない行動をしていた場合には、独占禁止法に抵触するおそれがあることから、必要に応じて、公正取引委員会に情報提供を行う。

(3) 適正な工期の設定

適正な工期設定による働き方改革を推進する観点から、昨年3月に「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会作成・勧告）が改訂され、建設業者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積提出に努めなければならないこと、また、発注者は時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積が建設業者から提出されたときは、その内容を尊重することなどが求められている。

また、従来から、注文者に対しては、通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約が禁止されているが、改正建設業法の施行により、受注者に対しても工期ダンピン

グが禁止されることになる。

これらを踏まえ、請負契約（工期変更に伴う契約変更を含む。）の締結の際に、建設業者が工期の見積りを適正に行っているか、また、建設業者が見積もった工期が実工期に反映されているか、実工期による技術者や技能労働者の時間外労働の状況等について確認を行うとともに、工期の設定にあたって考慮した「工期に関する基準」の内容等を確認する。

また、効果的に調査を行う観点から、引き続き、労働基準監督署と連携して工期の合同調査を実施する。

（４） 適正な下請代金の支払い

技能労働者の雇用の安定を図る上で、下請代金を現金で支払うことは重要である。建設業法では、元請負人は、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮しなければならない旨規定するとともに、元請負人が特定建設業者である場合には、「割引困難な手形」で下請代金を支払うことを禁止している（建設業法第 24 条の 6 第 3 項）。

これらを踏まえ、元請負人に対しては、請負契約において少なくとも労務費相当分については現金払とするよう支払条件を設定しているか、支払において手形を併用する場合には、手形の期間が 60 日を超える「割引困難な手形」となっていないか、また、手形の割引料等のコストを一方的に下請負人の負担としていないか等について確認を行う。

また、政府の方針として、令和 8 年の約束手形の利用廃止が閣議決定されていることを踏まえ、下請契約のみならず、発注者を含めたサプライチェーン全体で、請負代金の支払をできる限り現金払とする等の支払手段の適正化や、前払いや期中払いの比率を高める等の支払条件の改善を図っていく必要があることから、実地調査等を通じて発注者を含め適切な対応を求めていく。

2. 法令違反疑義情報の収集

地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」や「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「相談通報窓口」という。）は、相談窓口としての役割に加え、法令違反疑義情報の通報窓口としての役割も担っている。

これまでも、法令違反の早期発見を図る観点から、相談通報窓口の周知を図っているところであるが、引き続き、建設業許可通知書や経営事項審査結果通知書を送付する際にリーフレットを同封するなど、その周知を図っていく。

また、相談通報窓口に通報があった場合において、通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取り扱いを受けることがないよう、実地調査や立入検査の方法を工夫するなど、通報者の保護に特に努めるとともに、以下の点に留意する。

- 「不利益取扱いの禁止（建設業法第 24 条の 5）」の規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護することの重要性に鑑み、その後の相談者の取引状況を適時フォローすること。
- 通報を端緒として元請負人に対して指導監督を行った事案について、その後の元請負人の改善状況を適時フォローすること。

3. 立入検査の実施

相談通報窓口への通報により法令違反が疑われる建設業者や、建設Gメンの实地調査等により法令違反のおそれを把握した建設業者、営業所の実態に疑義のある建設業者、必要な実務経験等を有する技術者の配置に疑義のある建設業者、過去に指導監督を受けた建設業者等を中心に、立入検査を機動的に実施していく。

4. 建設業取引適正化推進期間

令和 2 年度以降、毎年 10 月から 12 月の 3 ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と位置付け、講習会の開催をはじめ、取引適正化に向けた普及啓発に関する活動等を重点的に行っており、引き続き、普及啓発に関する活動に努める。また、建設Gメンについても当該期間を「集中月間」と位置づけ、とりわけ重点的に取組を行うものとする。

5. 関係機関との連携

- (1) 長時間労働の是正はもとより、週休 2 日（4 週 8 休含む）の確保をはじめとした、適正な工期設定による建設業の働き方改革を推進していくため、引き続き、都道府県労働局や労働基準監督署と連携して、「都道府県建設業関係労働時間削減推進協議会」や「建設業に対する労働時間等説明会」を開催するなど、民間発注者等に対して、適正な工期設定を働きかけていく。
- (2) ダンピング受注を繰り返すなどの不当な行為により、技能労働者の賃金にしわ寄せが及んでいるおそれがある場合に行う建設Gメンの賃金支払状況の確認や、注文者による請負代金（総価）に係る不当な行為に対しての措置請求などについて、取組の実効性を高める観点から、労働基準監督署や公正取引委員会との連携を図る。
- (3) 建設関係団体との情報・意見の交換を積極的に行い、そのなかで、改正建設業法により措置された、新たなルールを踏まえた適切な対応を強く求めていくとともに、研修会を合同で開催するなど、その周知に努める。
- (4) 不良・不適格業者に対しては、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同立入検査の実施、営業状況の継続的な把握等について、国土交通省と都道府県の建設業許可部局間で連携・協力して対応するほか、必要に応じて、関係部署と連携して適切な対応を図る。

6. その他

- (1) 建設工事の請負契約を巡る元下間のトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、引き続き周知を図る。
- (2) 技能労働者がその技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備等を図る観点から、建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- (3) 資源有効利用促進法の省令改正により、対象工事の元請業者に対して、建設発生土の搬出先等を記載した再生資源利用（促進）計画書の発注者への説明と建設現場への掲示、搬出先が盛土規制法の許可地であるか等の事前確認及び最終搬出先までの確認等が義務化されており、当該制度の適切な対応を促す。
- (4) 規制逃れを目的とした一人親方対策として、元請負人（施工体制台帳等の作成が義務付けられている工事を発注者から直接請け負った建設業者）は、当該工事の施工に従事する全ての下請負人に対して、一人親方との再下請負通知書や請負契約書（写し）の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳等を作成しなければならないことなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。